

# 特別支援教育の現状と課題

室谷 雅美・堂前 芳子

Current status and issues of special support education

Masami Muroya, Yoshiko Doumae

豊岡短期大学 論集

第 16 号 別冊

令和 2 年 3 月 31 日 発行

# 特別支援教育の現状と課題

Current status and issues of special support education

室谷 雅美・堂前 芳子

Masami Muroya, Yoshiko Doumae

## はじめに

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであるとされている。2007（平成19）年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。と文部科学省は述べている。

障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要があるとされており、このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員の配置、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。つまり、特別支援教育は、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであるとされている。

以上の点を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を、資料をもとに報告することで、現状を知ることがを目的とする。

## 特別支援教育の現状

### 特別支援教育について

特別支援学校では、専門性を生かした特別支援教育が行われているが、障害の状態等に応じて、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験の

ある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。個別の教育支援計画や個別の指導計画が立てられ、計画をもとにきめ細かな指導が行われている。

### 特別支援教育の理念

2007（平成 19）年に文部科学省が発表した「特別支援教育の推進について（通知）」には、次のように特別支援教育の理念が書かれている。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っているとされている。

### 特別支援教育の概念

『平成 30 年版 障害者白書』（内閣府）には、次のように書かれている。障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」）においては、特別の教育課程や少数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化が進んでおり、一層きめ細かな支援体制の整備が求められている。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

2007（平成 19）年に特別支援教育が本格的に実施されてから 10 年が経過し、2017（平成 29）年 5 月 1 日現在、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児児童生徒の総数は約 49 万人となっており、増加傾向にある。このうち義務教育段階の児童生徒については、全体の約 4.2%に当たる約 41 万 7 千人である。

2018（平成 30）年度から開始した障害者基本計画（第 4 次）においては、基本的考え方として、共生社会の実現に向け、障害のある子供と障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けることの

できる仕組みの整備を進めるとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進すること等を掲げた。

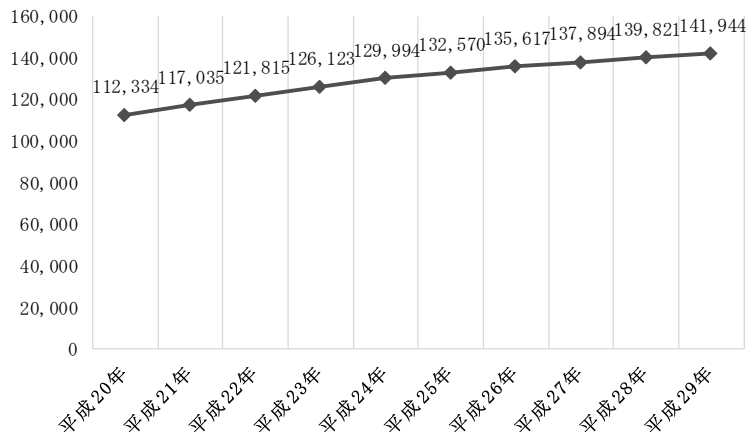
具体的には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じた、全ての学校における特別支援教育の充実、障害に対する理解や交流及び共同学習の推進、学校における外部人材の活用、医療的ケアや長期入院に係る教育機会確保、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について、記載を充実させている。また、小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数を毎年増加させていくことや、現状の体制整備状況を踏まえ、校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率等の特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の割合をおおむね100%にすることなどを数値目標として盛り込んでいる。と内閣府は述べている。

### 特別支援教育の現状

- ① 特別支援学校の現状として、図表1に特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移を示したが、年々増加している。図表2には、障害別学級数・在籍者数を示した。

図表1 特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移

2017（平成29）年5月1日現在



資料：文部科学省

図表2 障害別学級数・在籍者数

2017（平成29）年5月1日現在

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

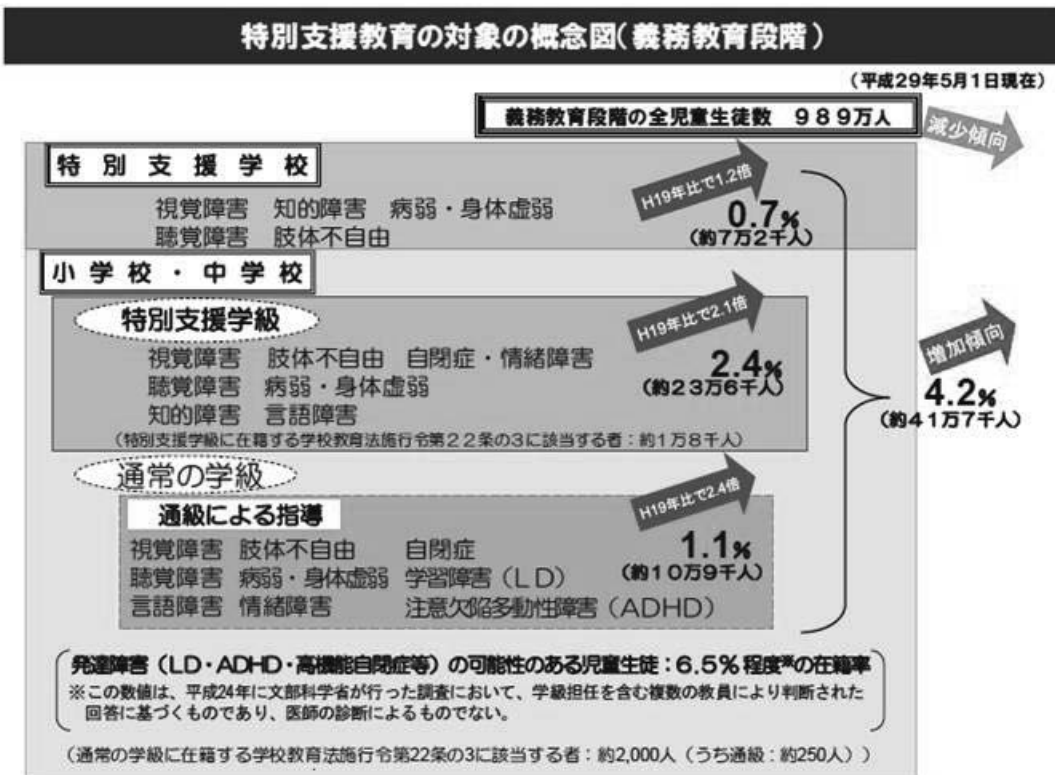
資料：文部科学省

※注：在籍者数は、平成 18 年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成 19 年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成 19 年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

次の図表 3 には、「特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図～」について、表している。特別支援学校・特別支援学級・通級による指導において、在籍数は増加傾向にあることがわかる。

図表 3 特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図～



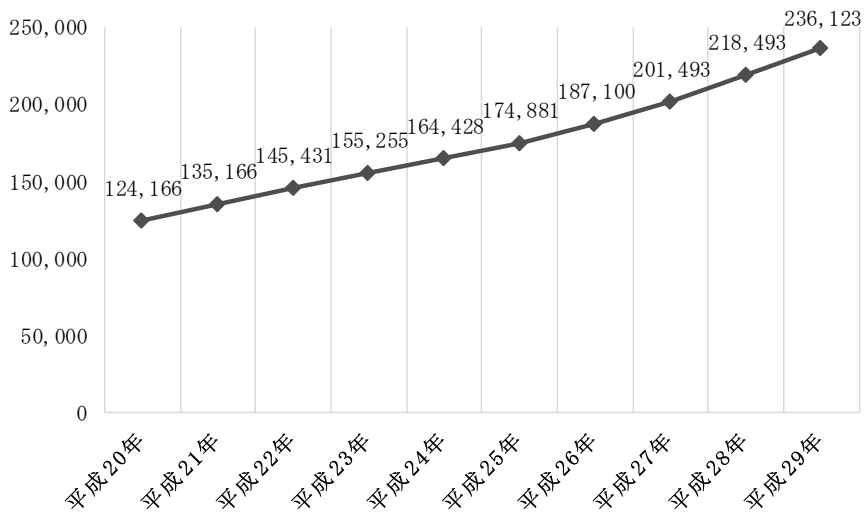
資料：文部科学省

② 特別支援学級の現状

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校等に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。図表4は、特別学級在籍数の推移を示している。年々、増加していることは言うまでもない。

また、図表5には、2017（平成29）年の障害別の学級数と在籍者数を示した。

図表4 特別支援学級在籍者数の推移 2017（平成29）年5月1日現在



資料：文部科学省

図表5 障害別学級数・在籍者数 2017（平成29）年5月1日現在

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

資料：文部科学省

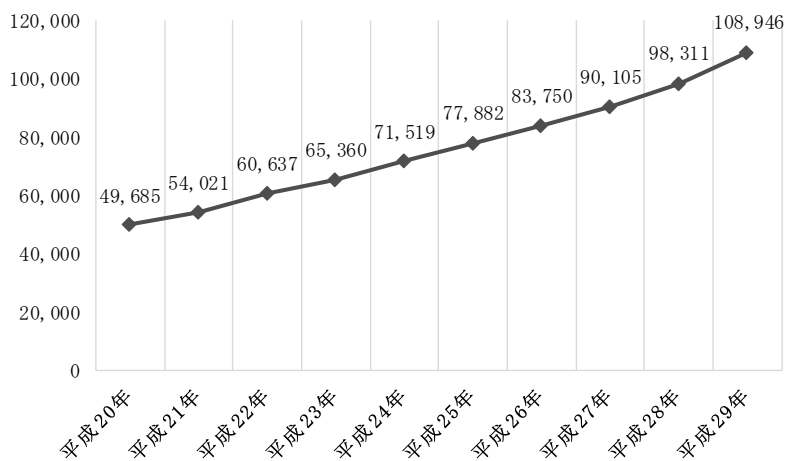
③ 通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上または生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態で行われている指導方法である。

図表6は、2017（平成29）年5月1日現在の通級による指導を受けている児童生徒数を表している。年々増加していることは言うまでもない。

図表6 通級による指導を受けている児童生徒数

2017 (平成 29) 年 5 月 1 日現在



資料：文部科学省

### 学校教育法

次に、学校教育法に「特別支援教育」が位置づけられ、学校教育法の第 72 条と第 81 条には、以下のように示されている。

#### ① 第 72 条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

#### ② 第 81 条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

### 主な発達障害の定義

文科省では、自閉症・高機能自閉症・学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害 (ADHD)・アスペルガー一症候群といった主な発達障害に関して、次のように定義している。

#### 1. 自閉症 <Autistic Disorder>

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、

③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

## 2. 高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

## 3. 学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

## 4. 注意欠陥多動性障害(AD/HD)の定義

### <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

## 5. アスペルガー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。



## 課 題

文部科学省によるところの特別支援教育の課題として挙げられていることは、まず特別支援学校の小・中学部では、2006（平成18）年度において、42.8パーセント（肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.4パーセント）の児童生徒が重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。複数の障害を教育の対象とすることができる「特別支援学校」の制度を生かし、一人ひとりに応じたきめ細かな指導が一層求められている。地域における特別支援教育を推進する上で、「特別支援学校」がその専門性を生かしながら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて支援などを行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。

さらに、特別支援学校卒業者の企業等への就職は依然として厳しい状況にあり、障害者の自立と社会参加を促進するため、企業や労働関係機関等との連携を図った職業教育や進路指導の一層の改善が求められている。

特別支援学校では、福祉、医療、保健、労働等の関係機関との連携を図り、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の教育支援計画）を策定することとされており、その効果的な活用が課題となっている。

小・中学校の通常学級において、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒が約6パーセント程度の割合で存在が示されている。これらの児童生徒も含め、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における障害のある幼児児童生徒に対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習について、今後一層の促進を図るとともに、その効果的な実施が求められている。以上の点である。

## 引用文献

文部科学省

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/\\_ics](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/_ics)

（2019年10月7日閲覧）

文部科学省

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/032/siryu/07092808/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/032/siryu/07092808/002.htm)（2019年10月12日閲覧）

文部科学省『特別支援教育行政の現状と課題』文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

[http://zent2014.xsrv.jp/htdocs/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=399](http://zent2014.xsrv.jp/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=399)

（2019年10月11日閲覧）

文部科学省 パンフレット『特別支援教育』  
内閣府『平成 30 年版 障害者白書』

### 参考文献

いとう総研資格取得支援センター（編）. *見て覚える！社会福祉士 国試ナビ 2020*. 中央法規.

